

第 8 回 生活基盤 T F 議事概要

日 時 : 平成 20 年 10 月 9 日 (木) 14:15 ~ 15:15

会 場 : 永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

議 題 : 金融庁からのヒアリング及び意見交換

貸金業について

出席者 : 規制改革会議

中条主査、安念委員、福井委員

参考人 堂下 浩 氏 (東京情報大学 総合情報学部 准教授)

金融庁

総務企画局 企画課 信用制度参事官 小野 尚 氏

監督局 総務課 金融会社室長 角田 隆 氏

中条主査 それでは、今日はお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。今日は生活基盤 T F として、金融庁さんから貸金業についてのヒアリングをさせていただくことになっております。

それでは、事前に御質問をさせていただきました事項について、御回答という形で 15 分程度、御説明をいただいて、それから、質疑応答といえますか、質問、意見交換に入りたいと思います。よろしく願いいたします。

小野信用制度参事官 それでは、本日はお時間をいただきましてありがとうございました。金融庁の総務企画局で信用制度参事官を務めております小野でございます。よろしく願いいたします。

それでは、お手元にある御質問内容につきまして、順次、私と、金融会社室の角田の方からお答えさせていただきます。

まず 1 番目の御質問でございますが、どういう経緯で 20% となったのかということでございますが、御承知のとおり、まずは金融庁におきまして貸金業制度等に関する懇談会というもので有識者の方々、違法な貸金業による被害を受けたの方々、それから、貸金業界の方々、また、その他関係業界の方々から意見を重ねてお聞きしまして、平成 17 年 3 月以降、19 回にわたる議論を重ねたところでございます。

更に、それを受けまして、与党の方でも平成 18 年 5 ~ 9 月にかけて有識者や関係業界からのヒアリングも行いながら、徹底した議論が行われたと聞いております。

そういう議論の過程で、適正な金利水準について検討する際には、やはり借り手が収入の中で無理なく返済できるか否かが最も重要な着眼点であり、現行の金利水準というものはユーザーである消費者、事業者にとっても負担が困難な水準にあるという意見。それから、出資法の上限金利につきまして、借り手の返済能力に比して高く、これが多重債務の一因となっている。また、当時の司法判断、今も同じでございますけれども、いわゆるみなし弁済の要件というものが厳格に解釈されておまして、利息制限法の制限利率を超える利息を求めることは事実上困難になっている。

そのようなことを踏まえると、やはり、この際、利息制限法の上限金利水準に向けて下げる方向で検討することが望ましいというような考え方が当時示されました。

また、金利が高いことが返済そのものを困難にし、借入返済のために別の業者から借り入れる悪循環に陥っており、多重債務問題は深刻化している。返済能力が低い者ほど高い金利を課される貸金市場の特性を踏まえると、やはり借入需要が満たされることが必ずしも望ましいことではない。いわゆる貸さぬのが親切というような意見。

更には、金利を下げる方が貸し手のリスクというものを結局減らして、多重債務の防止にも資するという観点から、この出資法の上限金利というものを利息制限法の金利水準に引き下げるといふ意見。そういう考え方が示されたところでございます。

このような有識者会議、それから、与党の御意見を踏まえまして、結局、与党の方で18年7月に貸金業制度等の改革に関する基本的考え方というものが示され、更には貸金業法の抜本改正というとりまとめが行われまして、これを受けまして、政府として貸金業法の改正法案を提出しました。これは御承知のとおり、本案につきまして全会一致で賛成、可決していただいたところでございます。

これが20%に至った経緯でございます。

次に、2番の問いで、貸金業の貸出総量規制につきまして、年収の3分の1までとなった経緯についてでございます。これは一般的な消費者金融の利用者の年収、それから、家計における返済余力等をベースに計算しますと、大体3年というのは、例えば民事再生法におきまして個人再生計画の期限などが3年にしていますが、その3年を目安として、3年でぎりぎり返済できる借入額を想定すると、年収の3分の1程度が想定されるということが経緯だと承知しております。

また、御質問といたしまして、各資金需要者の収支状況を一切勘案せずに一律的に借入制限を設けることによって、借入機会を失う需要者が多く発生するという向きもあるが、その点について私どもの見解をということでございますけれども、確かに、先ほど申しましたように、借り手の返済能力を超えた貸し付けを抑制するという観点から、個々の方々の年収の3分の1を基準とする総量規制は、今後、導入することになっておりますけれども、一方で、返済能力があると認められ、借り手の保護に支障を生じることがないような契約などにつきましては例外を設けておりまして、例えば売却予定不動産の売却代金によって返済される貸し付けとか、緊急の医療費の貸し付けとか、個人事業者向けの貸し付けとか、そういうものにつきましては総量規制の例外にしておりますので、そういう意味では一定の柔軟性は確保しているところであります。

ただ、やはり、これまで貸金業者の方から借入可能だった、そういう借り手の方々が新たな借入れができなくなって、生活に悪影響が出るような事態は招かないようにすることは当然必要でございまして、その意味で、先ほど申しましたように、この総量規制の実施までには一定の準備期間を設けているところでございます。

また、いわゆる多重債務問題の抜本的な解決を図るために、既存の借り手の方を対象とした借り手対策というものを効果的に実施していくことが必要でございまして、お手元にお配りしました『多重債務問題改善プログラム』の概要」という資料がございまして、こういうものを平成19年

4月に政府として、この「多重債務問題改善プログラム」をつくりまして、これは4つの柱から成っておりますけれども、特に一番肝要なのは、この4つの柱のうち2つです。

1つは相談窓口の整備・強化と、借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティーネット貸し付けの提供という相談によるケア、フォローアップと、実際のセーフティーネット貸し付けの2つを組み合わせることで、このようなプログラムを作成したところでございます。

そして、このセーフティーネット貸し付けでは、まずは相談窓口につきましては、この1ページの真ん中ぐらいに書いてありますが、市町村による相談を充実していこうということで、この貸金業法が完全施行される時は一番利用者の方にとって身近にある市町村で適切な相談を受けられるように体制をつくっていこうということで対応を進めております。

恐縮でございますが、右下のところにページ数が振ってございますが、その18ページを見ていただきますと、今、これは2年目ですけれども、この1年間実施してきて、今年の4月にどの程度プログラムが進んだかということをやっているのがフォローアップしてあるんですけれども、この18ページの下の方の箱に書いてありますように、現在、そういう多重債務者の相談を受ける窓口を既に設置した市町村が1,515市区町村、今年の4月現在で既に準備されているというところでございます。

まず、そういう相談、ケア、フォローアップするような相談窓口を準備することと、もう一つは、このセーフティーネット貸し付けを準備していくことが重要でございます。セーフティーネット貸し付けにつきましては既に社会福祉協議会による、生活福祉資金貸付とか、中小企業金融公庫等による企業再建や事業承継支援資金などのセーフティーネット貸し付けというものがあるところではございますので、この活用を図っていく。そういうことが、21～22ページに書いてございますけれども、今、そういうことをやってきております。

また、こういう公的な取組みばかりではなく、やはり、より丁寧な聞き取りや相談、それから、返済過程におけるきめ細かいフォローアップとともに、低利の貸し付けを行う、言わば「日本版グラミン銀行」モデルというものも広げていくことが重要でございます。そういう取組みとしまして、この21ページに書いてございますような、例えば岩手県などでは「岩手県消費者信用生活協同組合」というものが地元の自治体と協力して、借金の状況等に関する聞き取りとか、解決方法の無料相談を行うとともに、こういう多重債務問題の解決の手段として、低利の融資を行うというようなことをやっております。

また、その下に書いています福岡県でもこういう取組みをモデルにしまして、やはり同じように生協を利用して、利用者の多重債務問題の相談、それから、どのようにして解決したらいいかというようなアドバイス。そして、必要な資金の貸し付け。そして、その貸し付けた後も、その方々がちゃんとうまく家計をコントロールできるようになっているかというアフターケア、フォローアップをやっておりまして、こういう先進的モデルがだんだん、ここに書いてありますように、熊本県とか、他の県、青森、秋田、神奈川、大分等に徐々に広がってきておりまして、私ども、こういう取組みを紹介するなどをして、推進していきたいと考えているところでございます。

これが問2のお答えでございます。

次に問3でございますが、いわゆる多重債務が減少しているかどうかでございまして、減少しているという意見もあれば、それは一方で必ずしも十分捕捉できていないということで、必ずしも多重債務者は減少していないのではないかという意見もあるところでございます。確かに、この法律を改正する議論の当時、多重債務者の状況の参考情報として、全国信用情報センター連合会からの情報で、その当時、18年5月でしたが、そこではリボルビング契約の契約者で、借入残高のないものも含むなど、そういう意味ではざくっとしたものでございますが、借入件数5件以上の債務者が230万人だというような説明はしてきたところでございます。

しかしながら、昨年から、先ほど申しました全国信用情報センター連合会において、あくまで借入残高のあるものをベースに、実態に即したケースというものを昨年から集計を始めていただいております。そのデータを見ますと、例えば昨年2月の5件以上から借入れがある方は176万8,000人でありましたが、本年8月末には98万9,000人までになっておりまして、減少傾向にあるものというふうに承知しております。

ただ、このように5件以上の借入れがある利用者の方々が減少していくことにつきましては、与信管理の厳格化による新規借入れの抑制とか、過払金の返還請求による債務の圧縮など、さまざまな要因が考えられますので、やはり今後は、特にこれから導入が予定されております、いわゆる指定信用情報機関、これから、これが導入されてきますと、相当、精度の高い情報が入ってきますので、そういう情報なども踏まえながら、やはり多面的に、この多重債務者の状況というものを検討していくことが必要だと認識しているところでございます。

いずれにしても、先ほど申しました「多重債務問題改善プログラム」をきちっと実施していくことが重要でございまして、関係省庁、自治体、それから、関係団体との間で引き続き連携を取ってやっていきたいと思っております。

それから、この問3の最後の2行でございますが「『多重債務者』とはどういう者を指すのか」という御質問でございます。なかなか、多重債務者というものを借入件数とか、借入金額などから定義することは困難でございますけれども、例えば、この貸金業の改正の法律の附則に書いてあるのでございますけれども、やはり貸金業からお金を借りることによりまして、重疊的、または累積的な債務を負うことによって社会的・経済的な生活に著しい障害を生じている者ということを一様に指すものと考えているところでございます。

角田金融会社室長 続きまして、お尋ねの4～6番の3点につきまして、私、金融会社室長の角田の方で御説明させていただきたいと思っております。

まず、4番でございます。貸金業者数は従来から長期的に減少傾向である。それから、平成18年の法改正以降、廃業に拍車がかかっていることがデータから見て取れるというお話でございますが、そこはまさに数字の話でございますので、これは私どもの方で公表させていただいております「貸金業関係統計資料集」のページで申し上げますと4ページになりますが、この棒グラフをごらんいただきますとおわかりのように、昭和61年でございますけれども、登録されておりました貸金業者数が4万7,504社ということでございました。

この貸金業の、当時、貸金業規制法というものが昭和 58 年 11 月から施行いたしまして、1 年ほどかけて登録ということをしてまいりました。その前は出資法の時代でございましたので、届出ということだったわけですが、この貸金業規制法を施行してからの推移でございます。

ピークが昭和 61 年の 4 万 7,504 社で、そこから、いろいろございましたけれども、だんだんと趨勢的には減ってまいりまして、1 つは平成 16 年にいわゆる闇金対策ということで貸金業規制法が強化されたときに、かなり大幅な減少を見たわけでございます。

最近の動きでございますけれども、引き続き減少が続いてきております。

法改正の影響というものをどこでとらえるかなんですけれども、法律自体が成立いたしましたのは平成 18 年 12 月でございます、いろいろ規制の強化がされてきております。それから、本体施行というものが平成 19 年 12 月に行われております。ここで自主規制団体としての協会の設立も行われたわけでございます。

なお、よく話題になります金利とか総量規制というものは、法律上はまだ施行されている段階にはございません。こちらの完全施行はまだ先のことでございます。

そういう状況の下での足元の動きでございますけれども、最初に施行されましたのは 19 年 1 月になるわけでございますけれども、その後ということになりますと、19 年 3 月の数字が 1 万 1,832 で、直前の 1 万 4,236 からかなり減っているわけですが、これが法改正の影響というふうに見るべきかどうかというのは御議論があるかと思えます。

その後、数字を申し上げますと、平成 20 年 3 月には 9,115、そして、平成 20 年 8 月、直近でございますけれども、7,755 社となっております。

実は、今回の改正貸金業法によりまして、純資産要件というものがかなり強化されております。今、法人ですと 500 万円、個人ですと 300 万円になっておりますけれども、完全施行いたしますと、これが 5,000 万円となりますので、そこで相当影響があるのかなと思っております、今、例えば 5,000 万円という基準を満たす会社は、この 7,755 社から見ますと、かなり少なくなると思えますので、業者さんの数そのものはそこでかなり影響を受けることになると思っております。

一方で、業者さんの数ではなくて、貸し付けの残高というものも関心を持って見ていかなければいけないと思っております、こちらは資料で申しますと、もう一つの方の「貸金業者の動向について 平成 20 年 10 月」でござんいただきたいんですけども、ページを振っていなくて申し訳ないんですが「大手 4 社の貸付残高、貸付件数の推移」というページの大手の消費者金融会社でございます。名前は非常に有名なところでございます。あえて申し上げませんが、大手 4 社でございます。大手 4 社につきまして、18 年 3 月末が 5 兆 9,444 億円ございまして、19 年 3 月末が 5 兆 4,187 億円、20 年 3 月末が 4 兆 7,168 億円、直近 6 月末の数字が 4 兆 5,474 億円ということで、確実に減ってきておるわけでございます。

その下の貸付件数でございますけれども、18 年 3 月末が 9,679 に対しまして、20 年 6 月末が 7,684 という形で、こちらも着実に減ってきておるわけでございます。

その背景をいろいろ考えてみようということで資料をつくらせていただいておりますけれども、1 つは「大手 4 社の平均貸付金利の推移」というものが 4 枚ほど前のページにあらう

かと思えますけれども、これは平均貸付金利でございますので、新規の貸付金利ではないんですけれども、例えば平成 11 年 3 月末が 25.9% だったものが、平成 20 年 3 月末は 20.8% になっておりまして、20 年 6 月末の見通しとして 19.3% ということでございます。

先ほど申し上げたように、改正されました法律による上限金利の引き下げはまだ先なのでございますけれども、大手 4 社とも、それに先立ちまして、少しずつでありますけれども、金利を引き下げてきているということでございます。

それで、ちょうど 43 条の解釈に関します最高裁の判決が示されましたのが平成 18 年 1 月なわけでございますけれども、3 月末の時点では平均的には 23% の金利でありました。その後、かなり大きく動いております、右側にありますけれども、それぞれ、こういった各社が平成 19 年のうちに金利の上限を 18% に引き下げることに踏み切っておりますので、法改正より先立って、既に金利の引き下げの動きが見られておるわけでございます。

1 枚めくっていただきますと、次に「大手 4 社の貸付金利別貸付残高の割合」でございまして、こちらに金利水準ごとの数字を取っておりますけれども、斜めに線を引かせていただいておりますのは、一番下が 15% 以下で、その 1 つ上が 15% 超 18% 以下、その 1 つ上が 18% 超 20% 以下ですが、この 20% 以下の構成割合が時の経過とともに増えていっている。これは新規貸付の金利が下がっていることによって、少しずつ、その影響が時間の経過とともに出てきているというふうに御理解いただけるかと思えます。

それから、後ほど必ず話題になると思いますので、先に数字の方を紹介してまいりますけれども、次のページが「大手 4 社の過払金返還請求による支払額の推移」でございまして、17 年度が 1,302 億円でございます。その中で、まだ元本が残っておられる債務者の方に対しまして、まず元本の減額が行われまして、その後、更に返還となる場合はキャッシュアウトという形で現金が支払われる形になってまいります。17 年度ですと、1,302 億円のうち 749 億円が元本の減少になってまいります。それから、18 年度ですと、3,132 億円のうち 1,476 億円が元本の減少。19 年度は 4,948 億円のうち 2,033 億円が元本の減少でございます。

それから、下の方にありますように、近年、貸倒償却の額が増えてきておりまして、17 年度、18 年度、19 年度と増加してきているわけでございます。

したがって、貸付残高の推移を評価するときに、我々はこういった動きも見なければいけないだろうと思っております。例えば 19 年度ですと、この過払金の返還請求によって、そもそも、2,033 億円が落ちておりますし、貸倒償却によりまして 3,797 億円が落ちているということは、貸付残高の減のうち、5,800 億円はこういった要因によるものだということでございます。

そういうことを踏まえて、最近の動きをごらんいただきますと、2 ページめくっていただきまして、先ほど申し上げた数字に戻りますけれども、貸付残高ですが、平成 19 年 3 月末から平成 20 年 3 月末にかけて、大体、7,000 億円ぐらい落ちているわけでございますけれども、その要因として、先ほど申し上げた過払金返還請求に伴う元本の減と、それから、貸倒償却にともなう元本の減が 5,800 億円でございますので、かなりの部分はそういった要素を反映しているというふうにとらえることができるのではないかと考えております。

それから、数字の話で恐縮ですが、もう一つ戻っていただきまして、今度は雇用の関係が出ておりましたので、こちらは私ども正確には把握できないんですけども、大手4社につきまして、いわゆるリストラの動きを示したものでございます。

上の方は店舗数で、無人店舗と有人店舗がどういうふうに推移しているかなんですけども、店舗数は減ってきていますけれども、無人店舗の方は極力維持している。それに対して、有人店舗はかなり減らしてきておるようでございます。

そして、その下に従業員数の推移でございますけれども、18年3月末は1万3,730人いらっしゃった。それが、20年3月末にかけて1万1,323人まで落ちてきております。直近の3か月間ですと若干増えているということでございますが、また、これはよく見てまいりたいと考えております。

データのものは、大体、以上でございます。

済みません、大事なものが1つ抜けておりました。こちらは「大手4社の成約率の推移」でございますが、これは平成18年3月から3か月ごとの新規の成約率を追いかけてみたものでございます。平成18年3月の時点では63.8%ありましたが、これがずっと低下してまいりまして、若干、踊り場がございますけれども、20年3月に33.6%まで落ちまして、20年6月に少し戻しまして、35.5%というところがございます。

この解釈も少し難しいんですけども、金利の関係で動き始めましたのは、先ほど申し上げたように、各社とも、早いところでも19年の中ごろからでございますので、金利の影響と成約率との関係が最初の18年3月ごろから19年3月ごろまでははっきりとはしていないように思われます。そこは、個別の会社の名前は申し上げられませんが、大手の会社に聞いてみますと、最初のころの引き下げは、どちらかといいますと貸倒率が上がってきていることを踏まえて与信の厳格化がまず行われていたようでございます。それから先については、恐らくいろいろなことを考慮して金利の引き下げに踏み切ったということも与信の厳格化につながる部分があったのではないかと思いますけれども、その後の影響自体は、例えば19年3月なり、19年6月は40%を上回る程度だったものが、直近が35.5%でございますので、この幅がそんなに大きいかといいますと、ここはそれほど大きくもないかと。仮に金利と成約率の因果関係を見るときでも、最初の63.8%から35.5%になったことをすべて金利の要因というふうにとらえるのは難しいのではないかという気がいたします。

もっとも、そのような与信厳格化の努力にもかかわらず、先ほど見ていただいたと思いますが、貸し倒れの償却額の数字のところの左側に残高に対する割合を置いているんですけども、17年度は5.2%で、18年度は6.6%、19年度は8.0%となっております。直近ですと、これは3か月ですからまだわかりませんが、これをそのまま伸ばすと6%台に落ち着くわけですが、なかなか、この償却率というものは、与信の厳格化をしてみても過年度の分があるからだと思いますが、なかなか簡単には落ちていかないということなんだろうと思います。

ちなみに、この貸倒償却の話と過払金の返還による元本の減は切り離して数字をつくっております。そういう状況でございます。

以上が、貸金業者の動向につきまして、私どもなりに分析してみたところのわけでございます。

また後ほどごらんいただくことがあるかもしれませんが、そういった分析の下に、最初のところについて整理させていただきたいと思うんですけれども、まず業者数につきましては、おっしゃるような減少がありますということです。

貸付残高については減っておりますけれども、要素としては過払金の部分と貸倒償却の部分がありあるのではないかと考えております。

それから、新規の貸し付けを停止されているような業者さんもいらっしゃいます。ヒアリングなどで伺うのは、資金調達が難しくなって、なかなか貸し付けに回せないという声がよく聞かれているところでございます。ただ、これが貸付残高全体にどの程度の影響を与えているかは、個別のヒアリングでは答えが出てこないところでございます。

リストラにつきましては、先ほど消費者金融大手4社の数字につきまして、18年3月末が1万4,000人ぐらいだったのが、今年の6月末で1万1,000人ぐらいになっていますということを申し上げたわけでございますけれども、雇用全体に関して申し上げますと、全雇用者数という意味では5,500万人ということが労働力調査では明らかになっておるんですが、そのうち、金融保険業の従業者数も150万人程度ございまして、この貸金業の動向とか、改正貸金業法の影響とか、そういったものをこの中から抽出する、あるいは雇用に与える影響を読み取るというのはかなり、そういう作業ができるだけのデータは余りそろっていないのではないかと考えておるところであります。

以上が4番目のお尋ねに対するお答えでございます。

問5でございますけれども、闇金の関係だと思えます。当然、先ほど申し上げましたように、貸金業者の方の動向としては金利が低下してきました。それから、与信審査が厳格化してきましたということがございます。結局、これがどういうふうに関金とつながっているのかということになるんだと思うんですけれども、これははっきりしたデータがどこかにあるわけではない話なので、間接的なものしかわからないんですが、例えば金融庁本体とか、あるいは財務局とか、都道府県の窓口、無登録業者に関します苦情などが寄せられておりまして、その件数は、私どもで集計させていただいておるのでございますけれども、その件数の動向は、仮に間接的に何か表現できるものがあるとすれば、例えば平成15年度の1年間は、この苦情等の数が2万6,231あったわけでございますけれども、平成19年、直近では1万4,978でございまして、この件数自体は減っているということでございます。

一方、いろいろ対策を講じるべしということで、多重債務問題改善プログラムが策定されておりまして、この闇金対策をしっかりやっつけていかなければいけないということがございます。そこで私どもとしても、いろいろ警察と連携した取組みをやっておりまして、無登録業者に対する情報提供は平成19年度が793件でございます。また、情報提供とともに、こちらの方から電話警告いたしましたものが407件ございます。警察の方にも頑張ってもらってまして、例えば平成18年と平成19年で比較しますと、検挙事件数が、18年が323件に対して、19年は484件。検挙人員は、18年が710件に対して、19年が995件という形で、警察の方でもかなり頑張ってもらっているところでございます。

そちらの件数につきましては、もしかするとこちらの方に。

小野信用制度参事官 先ほど私が御説明した「『多重債務問題改善プログラム』の概要」の24ページに、今、角田が申した件数が書いてございます。

角田金融会社室長 というところでございます。失礼いたしました。

ということで対応させていただいておるということでございます。

それで、私どもの資料ではないんですけれども、全情連さんの方で出しているデータがありまして、それは、例えば無担保・無保証借入残高がある債務者の数とか、一人当たり残高とかというものがございまして、その無担保・無保証借入残高がある者の数字が、平成19年3月が1,167万9,000人なんですけれども、これはほとんど横ばいになっておりまして、平成20年6月でも1,119万1,000人でございます。この差の部分がかどこに行ったかということかもしれませんけれども、ぱっと見たところ、似たような数字がずっと並んでいるということがまずあるかと思えます。

それから、残高につきましては、一人当たり残高金額が示されておりますので、これを今の数字にかけ合わせてみますと、平成19年3月が13兆6,500億円ぐらいになるんですが、平成20年6月が13兆800億円ぐらいという数字になりまして、この残高で見ても、そんなに大きく落ちているようなデータにはなっていないかなと。勿論、データの射程距離みたいなものがあると思うんですけれども、私どもの数字ではないのできちんと御説明できないんですけれども、この全情連さんのデータから見ても、それぞれ少しずつ減っているという感じかなと思えます。

それでは、これがどのくらい闇金に流れているのかということになりますと、私ども、そちらの方はデータがあるわけではないので、先ほど申し上げたような形で間接的に把握をいたしております。いずれにいたしましても、闇金対策については警察とよく連携をいたしまして、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

6番のお尋ねでございます。中小企業の資金繰りが悪化云々というところでございますけれども、貸金業法自体、申し訳ないんですけれども、まだ完全施行に至っておりません。これは大きな改正だということで段階的に施行しようとしてされているということによるものだと思います。

我々としては、この法律の段階的な施行の過程で、今の貸金業が適切なビジネスモデルを段階的に構築していただくということと、それから、今、借り入れられている方、顧客の方々もいろいろ自分の生活水準等を踏まえて新しい法体系の下でどういう借り入れの対応をしていったらいいのかということをお考えいただくのに段階的な施行ということになっておるんだろうと思っております。

それで、貸金業者の貸付動向でございますけれども、これも事業者向けの資金を出している貸金業者さんというのはかなり千差万別でございます。こちらのお配りした「貸金業者の動向について平成20年10月」の後ろから3ページ目をごらんいただきたいんですけれども、金利も、一番上の28%超のところでは260社ほど該当業者がいるわけなんですけれども、残高で見ますと、170億円ぐらいになっております。

それで、この事業者向け貸金業者の貸付残高のトータルが一番下の真ん中の欄にあります17兆円でございますので、28%超というのはかなり低いところでございますし、それから、20%超のところをかき集めましても3,000億円ぐらいということでございます。

大きいのは、一番下の2%以下という非常に意外かもしれませんが、恐らく、これはグループ内のファイナンスをやっている、比較的大企業向けの貸し付けというものが下の方に固まっているものですから、非常に、ここが分母を大きくしている要因だと思います。

今、議論になっているのは、これからまさに法律が施行されることに伴いまして、100万円以上の貸し付けになれば15%でキャップになってまいりますので、その辺りをどう見るかということだと思っておりますけれども、それでも、いろいろ足し合わせていきましても、相当大きな数字になるかといいますと、相当大きな数字になるわけではないのではないかと。これは見方だろうと思っておりますけれども、そういうことではないかと思っております。

それで、1ページ後ろを見ていただきますと、中小企業者向けの貸付金というものは、当然のことながら、やはり銀行が圧倒的に多いわけございまして、こういった260兆円ベースの話をしていまして、かねてから商工ローン、定義はございませんけれども、仮に14~15%以上の金利で貸し付けているものを商工ローンというふうに考えますと、この残高が大体1兆円ぐらいになりますので、その動向というもののマクロの経済に与える影響というふうに議論しようといいたしましても、先ほどの雇用問題と似てまいりますけれども、少し正確に議論するには数字のけたが違って難しいのではないかなというふうに考えております。

もう一枚めくっていただきますと、商工ローン大手5社につきまして、20%超の金利で貸し付けを行っている方の残高について動向を見ました。18年3月末が2,465億、19年3月末も大体そんなものですが、最近落ちてきております。19年9月末の数字で2,085億、20年の3月末になりまして、2,765億ということで、確かに20%以上の金利で貸し付けを行っている商工ローンの大手の貸付残高については、このところ落ちてきていると思っております。

下の方、会社の名前は出せませんが、20%未満の金利で担保の貸し付けを行っている会社というのがございまして、この会社などはむしろ残高を維持しているということがございます。必ずしも環境だけで必然的にこうなりますということを簡単な話ではないのかなと。やはり業者の創意工夫なり、いろんなものがこの数字には影響しているのかなということを少しうかがわせる資料でございます。

ということでございまして、中小企業金融対策としては、勿論いろいろやっていかなければならないことがあろうかと思っておりますけれども、貸金業のところには大きな期待をかけるか、あるいは貸金業法改正の影響がどうできるのかというのを議論するには、少し数字のオーダーが小さいものですから、議論が難しい。むしろミクロに見ていくようなお話ではないかなというふうに思っております。

中条主査 丁寧に御説明いただいてありがたいんですが、時間の関係もありまして、少し要点を中心にお願いいたします。

小野信用制度参事官 7番を簡潔に説明します。御質問は、主婦を無収入者として、自らの意思を持って借り入れを行うことを制限したけれども、主婦という存在は夫の了解なくして何ら経済行為がなし得ないものかということでございますけれども、今回の貸金業法で、確かに先ほども御説明しましたように、年収の3分の1以下という総量規制の導入によりまして、収入のない個人とい

うものは原則として、貸金業者からの借り入れができないということになるわけでございますけれども、ただ、そうしてしまいますと、本人に収入がない、一方で配偶者に収入があるというもので、自分に収入がないということになりますと、実際に収入がない方でも例えば配偶者名義ではなくて、自分の本人名義で、緊急の出費の為に借りる場合というのは当然想定されるものでありまして、そういう方々が、あくまでも収入のある配偶者しか債務者になれないとなりますと、それはそういう方々が困ってしまいますので、それは適当でないということです。

ですので、今回の規定では、借り入れについて配偶者の同意があれば、それはやはり社会通念上、返済原資というものが、その配偶者の方々の収入ということから、返済能力というものが判断できるということでありまして、配偶者の年収というものを併せて勘案しても良いのではないかと考えておりますので、配偶者ということ条件に3分の1の計算、夫婦の収入合算でやっているということございまして、これはあくまでも別に主婦ということだけではなくて、配偶者ということ合算して考えるということによって、御本人には収入はなくても配偶者に収入があれば、それが返済原資になるから、そのような規制のやり方をしているということでございますので、この御指摘は当たらないのではないかと考えております。

8番目の経緯でございますけれども、リスクの高い資金需要者への代替的な資金供給機能というものを、必要性について議論されていたはずであるが、立ち消えになった経緯でございますけれども、これも当時の資料をひもといってみますと、確かに政府与党における検討の過程で、短期の資金ならば、高金利での借り入れのニーズというものはあるのだから、それに対応してもいいのではないかと議論もあったと聞いておりますけれども、結局、その一方で、そういう例外規定を設けますと、やはり潜脱というものを招きやすい、そちらのリスクの方が大きいということで、最終的に今回は借り手の保護のため金利負担の軽減をより重視するという観点から、そうした金利の特例というものの措置は講じないという結論に至ったと承知しております。

ただ、先ほどの繰り返しとなりますけれども、セーフティーネットにつきましては、多重債務問題改善プログラムでいろいろ整備を図っているところでございます。併せてその窓口の充実を図っているところでございます。

角田金融会社室長 9番でございます。簡単に申し上げます。過払金返還請求というのは、簡単に申し上げますと貸し手と借り手の間の個別の民事上の関係だと思っておりますので、私どもが監督当局として是非を論じるような性格のものではないと考えております。

それから、沖縄のオックスの話でございました、大きな信販業者でございますけれども、まず倒れた要因について法改正との関係で議論するのは少し無理があるのではないかと思います。個別の企業の財務のことについて踏み込んだ話は申し上げない方がいいと思いますけれども、どういう要因で貸倒引当金を積んだのかということと、それから債務超過の額に、どこが寄与度が高いのかというようなことを分析してまいりますと、単純に、過払金であるとか、単純に貸倒引当金というような議論と結びつけるのは難しいのではないかと考えております。

マクロな経済に与える影響については、私どもは確かなことがわからない。例えば金融機関による貸付残高2兆5,000億ほど沖縄県内ではございますけれども、オックスの貸付残高というのが

200 億ということでございます。個別には、オートローンなどいろいろ指摘する声がございますけれども、マクロの地域経済との関係で議論するのは少し難しいのかなと思います。

以上でございます。

小野信用制度参事官 最後でございますが、所要の見直しを行うというふうになっておりますけれども、状況をとということでございます。

まさに御指摘のとおり、今回の貸金業法改正の法律の附則の第 67 条で、資金需要の状況その他の経済金融情勢、それから貸金業者の実態等を勘案して、この法制度、先ほど角田が申しましたように、現在はそもそも総量規制ですとか、金利の引き下げは未だ施行されていないわけですが、そういうものを円滑に実施するために検討を行うようにという附則を設けております。

私どもとしましては、まさにこういう規定の趣旨を踏まえまして、経済金融情勢ですとか、貸金業者の実態というのを注視しながら、貸金業法の完全施行に向けまして、まさにこの法律に書いてあるような、円滑に実施するための講ずべき措置の必要性について今後検討進めてまいりたいと考えております。

長くなりましたが、以上でございます。

中条主査 ありがとうございます。それでは、皆さん御質問をお願いいたします。

どうぞ。

堂下参考人 幾つか、私の記憶が新しいところからお話しさせていただきます。今、角田室長がお話しされた 6 番ですが、この表を見ると、確かに残高ベースでは、グレーゾーン金利帯である金利 20% 超の割合は極めてわずかですが、件数ベースでは、金利 20% 超の割合は全体の 30% 以上を占めます。資金需要者として中小企業について論じる場合、残高ベースよりも件数ベースの方が法改正の影響を考える上で適切かと思うんですが、件数ベースで見た場合、法改正による影響についてどう考えでいらっしゃいますか。

角田金融会社室長 平成 18 年の 3 月末と、平成 19 年の 3 月末の 1 年間の動きというので見ますと、20% 超のところは、貸付残高が、今、計算をさせていただきたいと思います。残高も落ちてまいりますので、件数も落ちているはずではありますがありますけれども、今、1 年前の数字と比べてどれだけ落ちているかというのを調べたいと思います。現在の数値としてはこういうのがあるということです。

堂下参考人 件数ベースで見た場合、少なくとも 30% の契約者が法改正の影響で借りられなくなる可能性はあるわけですね。

角田金融会社室長 借りられなくなるというのは業者がいなくなるということですか。

堂下参考人 そうではなくて、資金を調達できなくなる。

角田金融会社室長 業者さんが資金の調達をできなくなるということですか。それとも借り手ですか。

堂下参考人 件数というのは、1 件 1 件の融資の件数ですね。ということは、資金需要者の方です。

角田金融会社室長 資金需要者の方が借りられなくなるかどうかというのは、まず、今後、貸す

側の業者さんがどうなるかということがまずあると思うんですけれども、例えば今も金利が下がってきているんですけれども、だからといって、思い切り借り手の数が限られているかという、先ほども、全情連さんのデータを出すなど、私は自分で説明できないんですけれども、割と穏やかな減少傾向にあるわけです。

そういうことを踏まえると、貸す側としても、本当ならば貸せないと思っていても、一方で、自分も事業者として成り立たなければいけないということになると、そこはぎりぎりの判断というのがあると思いますので、この金利の部分がなくなるというふうに考えるものではないのではないかと思います。

堂下参考人 要するに、角田室長が、残高ベースで見て、非常にわずかなんだと議論されていますが、件数ベースで見ると、グレーゾーン金利帯に30%以上の契約が存在する訳で、件数ベースで見ると本来はマクロ経済に及ぼす影響を論じるべきではないかと思った訳です。

角田金融会社室長 そこは、件数というのはあるかもしれませんが、ほかに出し手がいなくなれば、借りることができなくなるのではないかという点がそうだと思うんですけれども、すばっとなくなるわけではないと思うんです。

堂下参考人 例えば、ずっと借りっ放しの人も中にはいますが、短期のつなぎ資金として繰り返し借りている方もいらっしゃいますね。つまり、そういう人たちは、借りては返す、借りては返すという利用パターンですが、ある時点で貸金業者が融資基準を厳しくしたことで、返したら次に借りられなくなる、そういう事態にはなりますね。

角田金融会社室長 そこは逆に言えば、貸さないで事業が成り立つならばそうかもしれません。一方的に借りる人だけがいるわけではなくて、ここで頑張ろうとしている事業者さんが、まずいまして。

堂下参考人 事業者というのは借りる側のことですか。

角田金融会社室長 貸す側です。その人たちがどう頑張っていこうかと、結局はそっちの話ではないかと思うんです。

堂下参考人 貸倒れのことを考えて、貸金業者がもうこの金利だと貸せないと判断した場合は、資金需要者の方は、もう借りられなくなってしまいうわけですね。

角田金融会社室長 そうです。民間としては貸せないということになってくる。

堂下参考人 マクロで見ると、件数ベースで見ると、30%以上の契約者がグレーゾーン金利廃止の影響を受けるということですね。

角田金融会社室長 30%が影響を受けるかどうかというのは、まさに貸し手の行動パターンによるんだと思っているので、影響を受けるというところからスタートするわけにはいかない。

中条主査 でも、30%全部がなくなるという話ではないということですね。でもやはり影響は受ける。

角田金融会社室長 対象としては考えることはできると思います。

堂下参考人 いずれにしても、マクロで論じるべき論点だということですか。

角田金融会社室長 1件1件を同じようにカウントすべきかどうかというのはあると思います。

中条主査 角田さんがおっしゃっていたマクロという意味は、日本経済全体からすれば、こんなのはすごく小さな話ではないかというお話ではなかったんですか。

角田金融会社室長 日本経済全体からすればということもありますし、中小企業向け金融全体。

中条主査 中小企業向け金融全体ということですね。雇用の方は日本経済全体からすればみたいなお話だったような気がしたんですが。

角田金融会社室長 そこははっきりわからないので、大手4社で見たところの彼らのリストラ努力というのが1.4万~1.1万で3,000ぐらい出ています。それで金融保険全体が150万ぐらいある。勿論、日本全体で5,500万あって、ここの数字がどのぐらいの影響を与えるかというふうに議論しようとしても、ちょっとオーダーが違うので難しくないでしょうかということ申し上げたんですけども、個別の会社ごとに、仮に個別の会社が倒産したら、それだけ失業が増えるというのは当然のことだと思っているんですけども、それはある意味で議論の俎上に載せるということであるとすると、それはどういう角度で載せるかということだと思んですが、このオーダーの議論をするのは難しいのではないのでしょうか。1.4と1.1の差の部分です。

中条主査 要するに、1.4と1.1というのを、そこには貸金業者がリストラという、そういう観点から減った部分もあるでしょうから、これを金利の規制の影響であるというふうに考えるということは、難しいですねとおっしゃりたい。

角田金融会社室長 その数字が確定できたとして、雇用問題という非常に大きなお話の中に入ってしまうと、非常に影響度としては小さいかなと。

中条主査 そういうことをここだけ取り上げて雇用問題と議論するのはちょっといかがなものかということですね。要するにタクシー事業において、国交省がタクシーの従業員の状況が悪くなっているととらえるのも、それもやはりおかしいということですね。

角田金融会社室長 そういう意味のあるとらえ方をしようとなればあると思いますけれども、雇用問題というときには、恐らく業態を。

中条主査 我々はミクロのところの雇用の問題に影響を与えているのではないか。そういうミクロの積み上げが全体ですから、やはりそういう雇用にとって悪影響になるような制度をわざわざやる必要があるんでしょうかという問いかけです。そこは、経済全体に比べれば確かに微々たるものかもしれないけれども、それはそういうものの積み重ねですね。ほかのところの分野でもやはり同じようなことをやって雇用に悪影響が与えられるような政策だったら、それはやはり問題ではないでしょうかという話になるわけです。

安念委員 今、明らかになったことは、結局、1万4,000から1万1,000でしたか。

堂下参考人 4社しかわからなかったということですね。

安念委員 それはいいんですが、仮に4社を抽出して、それだけ3,000人減ったわけだが、それについて何が要因で3,000人減ったのかについて、要因分析は非常に難しいし、現にしていない。

したがって、それが金利規制その他の貸金業周辺の規制の強化によって、どれだけ3,000人に寄与しているのか、何%寄与しているのかわからないということが、今、わかったわけですね。

中条主査 そういうことです。

堂下参考人 私としては、別に貸金業者の雇用の話ではなくて、貸金業者から借りている資金需要の方が深刻な影響を被っていると思ったのです。

中条主査 これはもしかしたら質問の意図が伝わっていなかったかもしれない。
どうぞ。

堂下参考人 7番の小野参事官から御説明のあった、専業主婦の借入制限ですが、私が今回の法改正で一番気になっているところはここです。質問書の中でも、専業主婦は夫の了解なくして何ら経済行為がなし得ないもの、と理解してよいかという問いに対して、配偶者の同意が必要だ、という説明でしたが、そうなる当初投げた質問に対しては、どう回答いただけますか。

小野信用制度参事官 もともと、今の貸金業法でいきますと、年収3分の1以下でないといけな
いとなっていますから、このままこの法律を適用してしまいますと、確かに収入のない方は、貸金
業者から借り入れなくなってしまう。だけれどもそれでは困るということで、そうであれば、当然、
家計をともしにする配偶者の方がいて、そこで収入があれば、当然返済原資となり得るので、そう
いう例外規定を設けないと、主婦の方は自分の名前で借り入れなくなってしまう。要するに配偶
者に借りてもらわないといけなくなってしまう。しかし、自分の名義で借りたい場合、緊急にど
うしても自分の名前で借りたいときがあると思われます。だけれども借りられなくなってしまうと困
るので、そういうときにはやはり家計をともしにして、その配偶者の収入というものが返済原資に当
たるというのであれば、それは認めてもいいんじゃないかという方向性になっていますということ
を、説明しました。

堂下参考人 原理原則から考えると、家計管理に携わる専業主婦といえども自らの信用リスクで
借りてはいけない、ということですね。つまり、「配偶者の同意があれば」という説明は「専業主
婦は自らが経済主体として借りてはいけない存在である」という認識であるから、そういう例外規
定がある。

小野信用制度参事官 認識というか、繰り返しになりますけれども、あくまでも今回の議論の整
理で、そういう総量規制というものを設けたのは、年収の3分の1以下でない正常に返済できな
いのではないかということです。過剰貸付により、多重債務が社会問題なったわけですから、そこ
はそういうふうに、整理したと理解しています。

中条主査 最初の20%となった経緯は御説明いただいたんですが、20%が妥当であるという理由
はどこにあるのかということと、もう一つ、これは御説明いただいたと思うんですが、まだ
私は、少し理解ができなかったんですが、なぜ金利規制をするのかという、この点をちょっと教え
ていただけますか。

小野信用制度参事官 まず、20%につきましては、先ほど申し上げましたように、当時の議論を
見てみますと、利息制限法の金利水準に合わせる事が適当だということで、今、利息制限法が20%
になっているから、そこに合わせたと。

中条主査 それ以外は何の根拠もないんですか。まず、利息制限法に合わせる事がなぜ妥当だ
と考えられたのかということと、次は利息制限法の20%はどういう根拠に基づいているか、それが
明確でないと変ですね。

小野信用制度参事官 利息制限法というのは、当然、今は20%になっていますけれども、これはそのときの社会経済情勢によって見直していくべきものだと思いますけれども、そういう社会経済情勢を一番反映するものとして、利息制限法というのがあって、その方が実態に合っているだろうということをやったと承知しております。

中条主査 だから、なぜ実態に合っているとお考えになったのか、その理由、別にこれはあなたがお考えになったわけではなくて、そういうふうに決まった理由はどういうふうに書いてあるのかということをお聞きしているんです。

小野信用制度参事官 当時の法律の中では、今もそうですけれども、出資法というものの上限金利と、利息制限法というものの金利水準があって、利息制限法というのは、どちらかというところ、まさに消費者向けというか、ユーザー向けの金利を規制する法律でして、こちらに一本化した方がいいだろうということをやったと承知しております。

中条主査 では、ユーザー向けの金利について、20%というところに規制をする、20%という水準の妥当性の問題と、そもそも規制をするべきであるかどうかということについての議論がないといけないですね。その根拠はどのような点なんですか。

つまり、私が申し上げたいのは、単純に考えれば、金利が何%であろうと借りたくない人は借りなければいいわけですから、これは無理に借りろとは言っているわけではないので、なぜ金利を基本的に規制しなければいけないか。これは独占的な状況であれば、当然80%で借りろなんて貸す側が言えるわけですが、そんな状況ではないわけですね。そういう状態で、なぜ金利を規制しなければいけないのかというところが、まず、1つ。

それから、もし、仮に規制するとしたら、20%という水準にすることの妥当性、これは18か22かという、そんな細かい話は申し上げるつもりはないですけれども、この20%というところに制限をする理由は何かという、そのこのこれまでの公式の見解はどのような点にあるのでしょうか、あるいはそういう審議は経緯の中で、どういう理由でそういうふうになったのかということをお教えいただきたい。

小野信用制度参事官 利息制限法という法律は釈迦に説法かもしれませんが、いわゆる多数のものを相手としてお金を貸す場合に、いわゆる公序良俗等の観点からして適切な金利の上限があった方がいいだろうという考え方に基づくものが、利息制限法と私は理解しています。利息制限法の所管省庁ではないので詳細は承知していませんけれども、そのような考え方に基づけば、それが1つの今回の貸金業法にも一つのメルクマールになるでしょうということ、このような結果になったと承知しています。

それから、なぜ20%かというのは、私も承知していませんけれども、それはそうときの経済社会情勢に応じて、少なくとも今の段階では、公序良俗との観点から20%が1つの上限だろうという考え方があったと、勿論これから将来すごいインフレになった場合には、当然そういう金利が見直されていくべきだろうと考えております。

中条主査 そうすると、すごく意地の悪い言い方をして申し訳ないんですけれども、つまり、明確な理由があったわけではなくて、信用制度の参事官である小野さんも御存じないくらいあいまい

な理由に基づいて決められたと。

小野信用制度参事官 利息制限法に合わせたというのが、明解な理由でございます。

中条主査 それは、それに合わせたというだけで、合わせる際には根拠がなければおかしくないですか。

小野信用制度参事官 ですから、多数の者として、銀行も皆そうですけれども、そういう金融の人たちは、利息制限法というものがかかっているわけであって、それを貸金業法も適用したということでございます。

安念委員 しかし、私も素人だけれども、このお茶を幾ら以上で売ってはならないという統制を政府がするといったら、恐らくそんなばかなことをするものではないと、自由経済では言うだろうと思うんですが、金利というのは普通に考えればお金という商品に対するお金を利用できることに對する対価なんだから、お茶を飲むことができることの対価と経済的には何も変わらないのに何でそんなことするのかと疑問に思ってしまう。

そうすると、恐らく理由づけは、お金を利用できるという財は、お茶とは性質が違うんだと説明しなければならぬはずですね。これは小野参事官が個人的にどう思っておられるかという話ではなくて、審議会とか、政界とかそういうところで、あるいはマスコミとかで、この種の議論は当然なされなければいけないし、特に審議会は学者が集まっているんだから、それを議論しなければ学者としては、100%落第ですけれども、彼らはどういう議論をしたんですか。金融庁の職員がどうおっしゃったかということではなくて、いわゆる括弧つき専門家と称する人は金というものの財が、財として他の商品やサービスと何が違うがゆえに政府による統制が正当化されると彼らは言っているんですかね。

中条主査 例えば電力料金なんかだと、これは独占ですから、明確な理由がありますね。けれども、金利の場合にはどうなんですかね。どういうふうに言われてきたというか、専門家の人はどうおっしゃっているのでしょうか。多数の人を相手にするというだけなら、食料品とか飲食店とかもそうですね。

小野信用制度参事官 その議論は、改めて調べてみますけれども、ただ、繰り返しますけれども、金融というものはやはりお茶とは違うと思うんです。やはり資金の流れ、いわゆる信用でお預けしたお金というものでございますので、それはお茶と一概にはできない。だからこそ銀行なんかも含めて、みんな監督とか、免許業種、またはそういう登録業種になって監督して、そういう一定の規制の下で業務をやっていただいている。

福井委員 それはおっしゃるとおりで、信用創造は公共財ですから、その部分については、民間が勝手にやればよいということではない。しかし今回の貸金業とか利息制限の問題は、信用創造の秩序の問題では必ずしもないですね。そこは、先ほどから安念委員も中条主査も申し上げており、何でほかの財サービスと違うのかという何か根拠があるはずなんです。

そこで、よく言われる、例えば市場の失敗で、外部性があるんだとか、情報の非対称があるんだという、普通の市場の失敗の議論で整理されていないとおかしいわけです。それは何なんですか、というところが見えにくいんです。

小野信用制度参事官 1つは情報の非対称性もあります。貸し手と買い手の情報の違いとか。いずれにしてもどういう議論があったか、もう一回整理してお示したいと思います。

福井委員 情報の非対称はおっしゃるように、貸金にとっては非常に重要なことと思うんですが、私どもが理解する情報の非対称対策というのは、例えば借り手にとってその貸金業者からこういう条件で借りたときに、あとは返すときにどれくらい負担になるとか、自分の年収から見てちゃんと返せるんだろうかということについて誤解がない、というようなことは、非常に重要な要素でそういうことはまさに意味があると思うんです。

ただ、先ほど来よく論点になっている金利の引き下げの部分というのが情報の非対称から直ちに出てくるとはなかなか想像しにくいものですから、その部分の市場の失敗論拠というのは、何ですかということですか。

小野信用制度参事官 もう一回整理しますけれども、一応当時の審議会の起こしなんかを見てみますと、例えば他社借り入れによる返済等の信用リスクの転嫁とか、信用情報の不完全な利用とか、借り手の理解不足等によって、価格メカニズムが十分に機能していないことから、上限金利の規制が必要だという整理になっていますけれども、ただ、今、先生方がおっしゃっているのは、更にその先にある根源的な、利息制限法の在り方そのものまでいった議論だと思いますので。

福井委員 市場の失敗論拠とのつながりがわかりにくいんです。情報開示義務とか、説明義務とか、あるいは与信情報の整備とか、その辺りは素直によく理解できるわけです。

ただ、御本尊の部分、そのところは外部性ではないだろうし、貸金業者も借り手も無数にいるから不完全競争でもないし、何なんでしょう。

かつ、与信の信用創造技能なら公共財と言えるんだろうけれども、そっちでもない。

小野信用制度参事官 少し考え方を整理してみます。

中条主査 よろしくをお願いします。

安念委員 借りのやつはかっとなってしまうと見境がない、だから規制するんだ、というのは、直感的にはわるんだけれども。

福井委員 最近になって大竹さんが理由を付けていますが、立案当時にその議論をしていた人は、私は聞いたことはない。

安念委員 サタデーナイトフィーバーという言葉で、それを説明している人もいるようですが。

中条主査 それは、パチンコの中毒の人と同じ話で、依存症の話というのはあると思います。

安念委員 ただ、それはいずれにせよ全部を説明できませんからね。

福井委員 御存じかもしれませんが、大竹文雄さんが、最近、双曲割引とか行動経済学を使って、一定の場合に意味があるという議論をされているんですが、さっきからの論点は、審議当時というか、導入当時のいわゆる金融の専門家の議論で経済学的な論拠をどう整備したのかという点です。ここは興味があるところなものですから、いろいろ御教示いただければと思います。

中条主査 多分何となく大事だということに来てるところがあるんじゃないか。そこは、きちんとやはり何らかの市場の失敗をきちんと議論した上での対応であるべきだし、そうであるからこそ、その中で20%がどうかという話も生きてくるんだと思いますので、是非そのところはよろ

しくお願いいたします。

時間が過ぎてしまいましたが、どうぞ。

堂下参考人 角田室長にちょっと質問ですけれども、先ほど闇金の話で窓口への苦情というのが、平成 15 年といつを比べて減っていると話しされたんですか。

角田金融会社室長 19 年です。

堂下参考人 平成 15 年と 19 年を比べて減っているということですね。そうすると直近の法改正は平成 18 年ですね。平成 15 年ということは 2003 年の法改正で、あときは闇金の取締強化に向けて抜本的な法改正を行いました。かつ上限金利は引き下げませんでした。その結果、闇金被害が減少したことはわかっているんですが、18 年改正の後はどうですか。

角田金融会社室長 相談件数でいくと 18 年の 1 年間で 1 万 9,075 件です。19 年が 1 万 4,978 件です。

堂下参考人 相談の件数ベースでは、減っているということですね。

角田金融会社室長 はい。

中条主査 なかなか難しいんですが、検挙件数は増えていますね。

角田金融会社室長 検挙件数は、警察の説明だと、頑張っているんだということです。

中条主査 今のところだけではなくて、今日は時間がなくて、もう少し議論をしたかったところなんです。私たちの質問もちょっと多かったということもありまして、でも、今、議論をしたところだけではなくて、ほかのところでも傾向というか、データとして動きがこうなんだけれども、因果関係はどうなのというところが、確かに明確でない部分というのはあるかと思います。そういった点も含めて、もう少し続けて議論をさせていただきたいと思います。

どうぞ。

福井委員 今日のお話は大変有益だったと思います。今、主査が申し上げたことと共通ですが、オーソドックスな経済学的手法も活用いただいて、今回の一連の金融改革といいますが、貸金業改革が、経済、あるいは社会的な構成にどういう影響をもたらしたのかについて、実証的な観点から調査・分析をいただくということは非常に重要だと思います。

もし、副作用があるんだとすれば、それに対する対策が必要でしょうし、仮に施行途上だったとしても必要なら社会のために適切な見直しはするべきでしょう。そのための基礎データ、基礎情報は大事だと思います。そこは、所管庁としての金融庁にとっても大変重要な役割だと思いますので、少なくともできるだけ因果関係がわかるオーソドックスな手法を用いた調査・分析にも並行して取り組んでいただきたいと思います。

中条主査 そうですね。特に、先ほどもお話しした金利規制、20%です。それから多重債務をこうすれば減らすことができるということについての、きちんとした実証的な分析によるエビデンスによる説得ある御説明、是非それが成り立つような形のものをお願いしたいと思います。大変だと思いますけれども是非よろしく御協力のほどお願いしたいと思います。

今日はありがとうございました。

以 上